

(2) 必要提出書類の詳細

提出が必要な書類は住宅区分により異なる。住宅区分毎の提出書類は右側のアイコンを確認すること。

アイコンの説明

住宅区分

戸建

戸建住宅

集個

集合住宅(個別)

集全

集合住宅(全体)

○

・・・提出必須の書類

△

・・・該当者のみ提出する書類

《例》

● 住戸タイプ別費用明細書

戸建

集個

集全

○

△

集合住宅(全体)において提出が必要
※不要な項目はアイコンが薄い灰色となる

① 交付申請書

戸建

集個

集全

○

△

- ・SIIが指定する交付申請書に記入すること。
- ・申請者、共同申請者、手続代行者の印鑑登録印を捺印すること。

② 暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿

戸建

集個

集全

○

△

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。
- ・申請者が法人又は、集合住宅の管理組合等の場合及び、リース事業者等との共同申請の場合は、それぞれの役員名簿を提出すること。

③ 実施計画書

戸建

集個

集全

○

△

- ・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記すること。

④ 費用総括表

戸建

集個

集全

○

△

- ・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)等を記入すること。

⑤ 費用明細書

戸建

集個

集全

○

△

＜戸建住宅の場合＞＜集合住宅(個別)の場合＞

- ・SIIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて費用表記すること。また、工事費は詳細を分けて表記すること。
- ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること。

＜集合住宅(全体)の場合＞

- ・SIIが規定する対象費用に基づいて、住戸タイプ・改修工法ごとに記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて住戸タイプごとに費用表記すること。また、工事費は詳細を分けて表記すること。
- ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること。

⑥ 見積書

戸建

集個

集全

○

△

・工事請負契約予定の見積書一式全てのコピーを提出すること。

※ 内訳書には費用・費目の詳細を記すこと。

※ 補助対象費用であることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象 等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。
一つの費目に補助対象外が混同している場合は補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること。

※ 「**1**」(8) 補助対象となる費用 ①費用区分」に該当する費用であって補助申請に加えていない費用がある場合には備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

⑦ 平面図 ※記載例はP26～P29参照

戸建

集個

集全

○

△

＜戸建住宅の場合＞

- ・改修前、改修後の1/100程度の平面図を提出すること。
- ・実施計画書に記載の「延べ床面積」の算定式及び、改修率の算定式を記載すること。
- ・実施計画書に記載の「断熱改修床面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。
- ・断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

＜集合住宅(個別)の場合＞

- ・室名と窓位置が分かる間取り図又は平面図であること。
- ・費用明細書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記すること。
- ・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

＜集合住宅(全体)の場合＞

- ・棟別、階層別全てにおいて提出すること。住戸タイプ、部屋No.が明記されていること(例:Aタイプ 501号室)。
- ・窓等の改修の場合、改修箇所に窓番号等を付して明記すること。※窓等の設置位置等が明記されていること。
- ・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

⑧ 立面図 ※記載例はP30参照

戸建

集個

集全

○

△

- ・断熱材による改修を行う場合、断熱改修部が判別できる図面を適宜提出すること。また、屋根伏図・床伏図等が審査に必要となる場合は、提出を求めることがある。
- ・改修前、改修後の立面図(東西南北全て)を提出すること。
- ・断熱材による外壁改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

⑨ 求積表 ※記載例はP26～P30参照

戸建

集個

集全

○

△

- ・断熱材による改修を行う場合、平面図及び立面図に求積表を記載しない場合は別途提出すること。
※戸建住宅に限り、改修率の計算式も記載すること。
- ・求積図の番号、室名の記載が有り、整合性がとれていること。

⑩ 姿図

戸建

集個

集全

○

△

- ・ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)をする場合提出すること。
- ・費用明細書の窓番号、ガラス番号の記載が有り、整合性がとれていること。

⑪ 施工登録店証明書等

戸建

集個

集全

○

△

- ・真空断熱材製品を使用する場合、メーカーが発行する施工登録店証明書のコピー又は届出書の原本を提出すること。

12改修前写真

戸建集個集全

・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる外観写真を提出すること。

・改修対象としない換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓の写真を提出すること。

13住民票

戸建集個集全

・申請者が個人の場合、提出すること。ただし、賃貸住宅を申請する場合、提出不要とする。

・本事業の補助対象製品を設置する住所のもので、申請日から3か月以内に発行されたマイナンバーの記載のない住民票を送付すること。 ※マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う。

14売買契約書

戸建集個集全

・転売物件の購入予定者で、申請時に住民票が移されていない場合、コピーを提出すること。

・買取再販業者が申請する場合、コピーを提出すること。

15建物の登記事項証明書

戸建集個集全

<戸建住宅の場合>

・賃貸住宅を申請する場合、申請日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

※その他の住宅区分においても、SIIから提出を求められた場合、原本を提出すること。

16印鑑登録証明書

戸建集個集全

・申請者が個人及び、非法人(集合住宅の管理組合等)の場合、申請日から3か月以内に発行された原本を提出すること。 ※集合住宅(全体)の場合、「17. 実在証明書」と同一人物のものであること(理事長等(申請者)個人のもの)。

・申請者が法人の場合、法人印の印鑑登録証明書の原本を提出すること。

17実在証明書

戸建集個集全

・申請者が非法人(集合住宅の管理組合等)の場合、実在証明が可能な下記書類全てを提出すること。

(1) 理事長等選任の議事録(ただし、個人所有の場合は提出不要とする。)

(2) 理事長等個人の下記の書類のうちいずれか1つのコピー

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 住民基本台帳カード 4. パスポート

※有効期限内のものであること

18財務諸表

戸建集個集全

・申請者が法人の場合、財務状況が分かる下記書類を全て提出すること。

直近3期分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー

・集合住宅(全体)の申請をする非法人の場合、申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出すること。

財務諸表に相当する会計資料のコピー及び、預貯金残高が確認できる銀行口座のコピー

19管理組合総会の議案書及び議事録

戸建集個集全

・集合住宅(全体)の申請をする管理組合等の場合、本事業に係る改修の意思決定を行った際の議案書及び議事録のコピーを提出すること。 ※抜粋は不可とする。

⑳ 施工体制予定票

戸建 集個 集全 ○ △

・100戸以上の集合住宅の断熱改修を行う申請者は、原本を提出すること。

・設計又は工事を行う事業者がSIIIに登録された断熱リノベ事業者であることが確認できること。

㉑ リース契約書(案)

戸建 集個 集全 ○ △

・リース事業者等と共同申請を行う場合、コピーを提出すること。

・リース料から補助金相当分が減額されていること。

・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。

㉒ リース料金計算書

戸建 集個 集全 ○ △

・リース事業者等と共同申請の場合、原本を提出すること。

・リース等契約における費用の算出をすること。

㉓ 支払委託契約書(案)

戸建 集個 集全 ○ △

・リース事業者等と共同申請の場合、コピーを提出すること。

・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること。

㉔ 個別クレジット契約による補助金に関する取決書

戸建 集個 集全 ○ △

・個別クレジットを利用する場合、原本を提出すること。

・交付申請書提出以降に利用する場合、速やかにSIIIに連絡の上、本様式を提出すること。

㉕ 個別エネルギー計算書

㉖ UA値・η AH値・η AC値算出計算書

戸建 集個 集全 ○ △

・「エネルギー計算結果早見表」において、個別計算を行う場合のみ原本を提出すること。

・個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積が分かるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。

※個別計算の詳細は、「**2**(7)個別計算について」を参照すること。

㉗ 交付要件等確認書

戸建 集個 集全 ○ △

・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)。

・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類。

㉘ 提出書類チェックリスト

戸建 集個 集全 ○ △

・提出書類について、添付漏れがないかチェックし提出すること(手続代行者のチェックでも可)。